

第1章 基本的な考え方

1-1 みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本計画です。

本市においては、1998（平成10）年3月に下松市緑の基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策に取り組んでいます。

公園や緑地の整備を取り巻く環境は、社会経済情勢により大きく変化しており、特に人口減少、少子高齢化の時代を迎え、公共施設の選択と集中による整備を図ることで、持続可能なまちづくりを実現することが求められています。

今後、コンパクトなまちづくりを進めていくうえで、緑地や公園の現況調査を行い、生活環境の変化に照らして課題を整理し、時代ニーズに適合した公園や緑地の配置、緑地の保全及び緑化の目標、その推進のための施策を検討する必要があります。さらに、前計画の目標年次は、概ね20年後（2020年）としており、見直し時期となっていることから、今回、新たに下松すみどりの基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1-2 「みどり」の定義

本計画における「みどり」とは、樹木・樹林・草地・草花といった植物の緑だけでなく、農地・公園・広場・道路・公共施設における緑地、さらには、まちなかの歴史や文化に培われた良好な景観を包み込む緑や河川・池の水辺空間・海洋環境、そして、そこに息づく様々な生き物など、幅広い概念を指します。

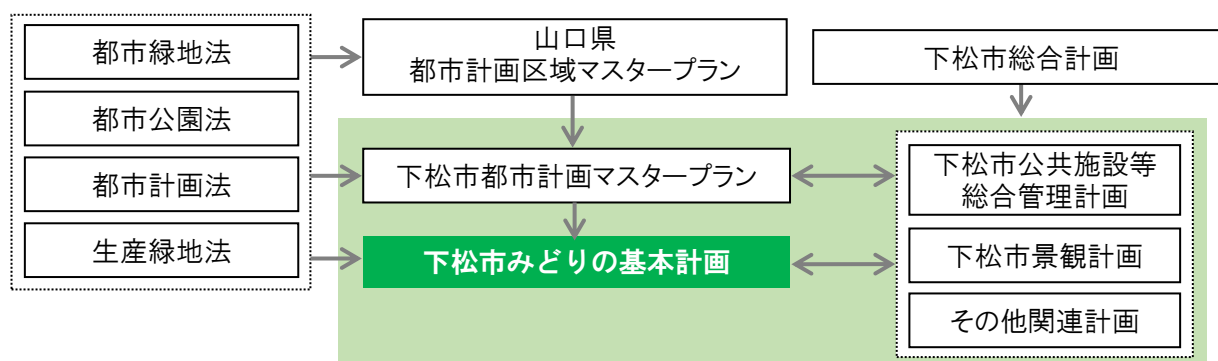
1-3 計画の対象区域

本計画では、まちなかにおけるみどりだけでなく、本市を包み込む骨格となるみどりを大切にするため、計画対象区域を「市全域」とします。ただし、みどりの施策については、特にみどりの維持・保全・活用・創造が特に求められる、都市計画区域の市街化区域を重点的に構築します。

1-4 計画の目標年次

本計画の期間は、2019年度から2038年度の20年間とし、計画目標年次は20年後の2038年度、中間目標年次を10年後の2028年度とします。

1-5 計画の位置づけ

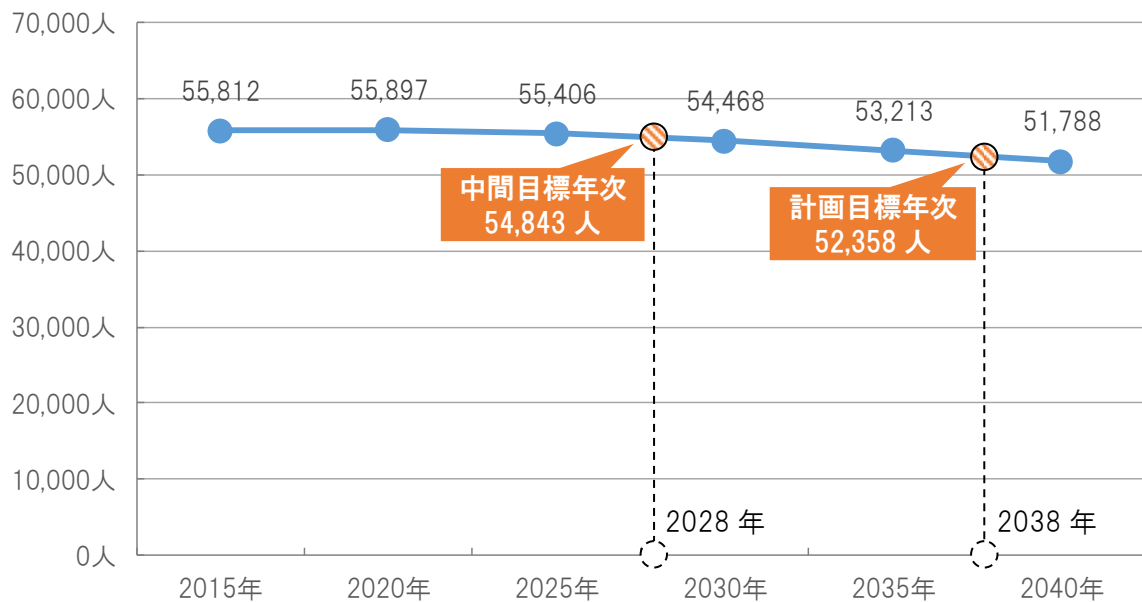


1-6 人口フレームの設定

将来の人口フレームは、日本の地域別将来推計人口（2018（平成 30）年推計）に基づき算出した人口とします。

この推計によると、中間目標年次の 2028 年度では 54,843 人、計画目標年次の 2038 年度では 52,358 人となります。

[将来人口推計]



※2028 年及び 2038 年の人口は、線形推計により算出。
データ：日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計） 国立社会保障・人口問題研究所